

別表3

「売買」により取得した空き家で、中古住宅診断を受けて補助金の加算を受ける場合は、当選後の交付申請時に次のいずれかの書類が必要です。

① 「建物状況調査の結果の概要」の写し

② 「既存住宅瑕疵保険付保証明書」の写し

※「中古住宅診断」とは、国土交通大臣が定める「既存住宅状況調査技術者講習」を修了した建築士が行う既存住宅状況調査(同大臣が定める「既存住宅状況調査方法基準」に従って行うものに限る。)をいいます。

(既存住宅売買瑕疵保険への加入を目的とした既存住宅現況検査も、上記調査に含まれます。)